

広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号。以下「条例」という。）第二十五条の規定によつて、平成十八年度における条例の運用の状況を次のとおり公表する。

平成十九年六月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

## 1 行政文書の開示請求等の状況

(単位：件)

受付場所	開示請求	任意開示の申出	合計
本庁 (行政情報コーナー)	6,516	3,870	10,386
地方機関	155	14	169
警察本部(警察情報公開センター)及び警察署	375	78	453
合計	7,046	3,962	11,008

注1 開示請求とは、条例第5条各号に掲げるものからの行政文書の開示の請求をいう。

2 任意開示の申出とは、条例第5条各号に掲げるもの以外のものからの行政文書の開示の申出をいう。

## 2 行政文書の開示請求者等の区分

(単位：件)

区分	開示請求者等の区分	件数
開示請求	県内に住所を有する者	6,207
	県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	614
	県内に存する事務所又は事業所に勤務する者	225
	県内に存する学校に在学する者	0
	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	0
任意開示の申出	条例第5号各号に掲げるもの以外のもの	3,962
合計		11,008

3 実施機関別の行政文書の開示請求等の処理状況

(単位：件)

区分 実施機関		開 示 請 求									任 意 開 示 の 申 出								合 計
		請 求 件 数	処 理								申 出 件 数	処 理							
			開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	却 下	取 下 げ		開 示	部 分 開 示	不 開 示	存 否 応 答 拒 否	不 存 在	適 用 外	取 下 げ	
知	出 納 長 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	0	28	0	0	2	0	0	30
	総 務 部	2,583	80	2,466	2	0	31	1	1	2	3	0	3	0	0	0	0	0	2,586
	政策企画部	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	地域振興部	2	1	0	0	0	1	0	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	14
	県民生活部	1,061	263	783	0	2	13	0	0	0	144	41	101	0	0	2	0	0	1,205
	環 境 部	56	34	17	1	0	3	0	0	1	32	28	0	0	0	2	0	2	88
	福祉保健部	711	74	625	0	1	8	0	0	3	712	16	680	0	0	13	0	3	1,423
	商工労働部	13	3	9	0	0	1	0	0	0	9	3	5	0	0	1	0	0	22
	農林水産部	21	4	17	0	0	0	0	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	30
	土 木 部	1,515	359	1,091	0	11	48	4	0	2	166	159	6	0	0	0	0	1	1,681
	都 市 部	19	12	4	1	0	2	0	0	0	2,639	2,526	64	0	0	26	23	0	2,658
空 港 港 湾 部	270	33	231	1	0	4	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	272	
小 計	6,254	866	5,243	5	14	111	5	1	9	3,758	2,794	889	0	0	46	23	6	10,012	
教育委員会	187	80	91	2	0	9	0	0	5	7	0	3	1	0	0	0	3	194	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察本部長	375	250	83	36	0	5	1	0	0	78	15	57	0	2	3	1	0	453	
選挙管理委員会	225	213	6	0	0	3	1	0	2	118	113	0	0	0	4	0	1	343	
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海区漁業調整委員会	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
内水面漁場管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
公営企業の管理者	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3	
合 計	7,046	1,413	5,423	43	14	128	7	1	17	3,962	2,923	949	1	2	53	24	10	11,008	

#### 4 不服申立ての状況

条例第7条第1項及び第2項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条又は第6条の規定による不服申立てがあったものは、次のとおりである。（単位：件）

区 分	件 数		処 理					
	前年度 繰越分	当 該 年度分	決 定				取 下 げ	継 続 審 理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
審 査 請 求	9	2				2		9
異 議 申 立 て	189	75	5	3	13	8	3	230

注 平成18年度に、複数の異議申立てに対し1件の決定を行ったため、異議申立て件数と決定件数の差が、取下げ件数と審理中の件数の合計に一致しない。

#### 5 情報提供の状況

区 分	利 用 者 数	利 用 資 料 数
行 政 情 報 コ ー ナ ー	27,113 人	31,583 冊
警 察 情 報 公 開 コ ー ナ ー	40 人	35 冊

注1 利用者数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせを行った人数の計

2 利用資料数とは、貸出、閲覧申込み又は行政資料に関する問い合わせがあった資料数の計